

# **緊急時における雇用調整助成金の在り方について (報告書案) 概要**



# 緊急時における雇用調整助成金の在り方について(報告書案)概要

- 職業安定分科会において、緊急時における雇用の維持・安定への支援について平時から検討すべきとの指摘を踏まえ、議論を開始。
- 今後の在り方について、①経済変動、②自然災害等、③コロナ禍など異例の緊急対応を要する危機 に類型化し整理。

## ① 経済変動

### <特例の内容>

- ・ リーマンショック期は、まず生産量要件の緩和、次に助成率(中小9/10、大3/4(最大時))、支給日数(1年100日→3年300日)の引上げを段階的に実施

### <特例に関する調査・研究等の整理>★リーマンショック期

- ・ 産業別受給事業所割合:製造業(53%)、建設業(13%)、卸売・小売業(10%)等
- ・ 受給事業所は非受給事業所と比べ廃業率が抑制
- ・ 雇用が低調に推移する中、受給事業所は受給期間中を中心として、相対的に入職率・離職率を低く抑えていること
- ・ 受給終了後に廃業・離職が集中すること

### <今後の在り方>

- 危機の初期に高い雇用維持効果の一方、受給終了時に離職が集中しており、雇用調整助成金により全ての雇用を維持することは実際には困難
- 特例措置の効果を、一定期間の強力な雇用維持に加え、雇用失業情勢の厳しい時期の分散化と雇用失業情勢が落ち着いた状態での円滑な労働移動の促進と捉えることが適当
- これらを踏まえ、特例措置の内容や期間について判断を行うに当たっては、経済・労働市場のデータ等を注視しながら、現場を熟知する公労使が分科会において議論を行い、判断することが適当

## ② 自然災害等

### <特例の内容>

- ・ 直近10年間の事例では、概ね以下の判断要素を踏まえ、特例措置の実施の有無及び内容を判断

判断要素	(ア)政府全体の動き :緊急災害対策本部の設置等政府全体での対応
	(イ)企業活動への影響 :激甚災害法第12条に基づく「本激」、「局激」の指定(中小企業信用保険法による災害関係保証特例)
	(ウ)雇用への影響 :事業主から労働局等への相談状況
内容	本激 ⇒ 生産量要件の緩和等に加え、助成率、支給日数の引上げ等の手厚い支援を実施
	局激 ⇒ 生産量要件の緩和等を実施

- ・ 特例措置の期間は1年間、支給日数は本激300日、局激100日
- ・ 発災直後の急激な休業二一ズの増加に迅速に対応(例:平成28年熊本地震 雇用調整助成金対象休業者数は発災直後、発災前平均と比較し、21.7倍に急増、1年後には概ね発災前と同水準まで低下)

### <今後の在り方>

- 近年、頻発する災害に対して、迅速な初動が必要であること、特例実施に関する予測可能性を高めることが円滑な対応につながるため、定着してきた上記の運用を基本方針として定めることが有意義
- その上で、個々の事例への判断に当たっては、被災地の状況等も踏まえ、分科会において公労使が議論の上で適切に判断

## ③ コロナ禍など異例の緊急対応を要する危機

### <特例の内容>

- ・ コロナ期は政府の緊急事態宣言等も踏まえ、助成率(中小10/10、大3/4(解雇なし))、支給日数等(日数・期間上限なし)の引上げ等を実施

### <特例に関する調査・研究等の整理>★コロナ期

- ・ 産業別受給事業所割合:製造業(19%)、卸売・小売業(15%)、宿泊・飲食サービス業(15%)等
- ・ 雇用保険適用事業所に占める受給事業所割合:令和2年約18%(cf:リーマン期の最高値:平成22年約5%)
- ・ 危機の初期に雇用維持の効果。一方、受給終了後に廃業・離職が集中
- ・ 休業期間中に従業員のモチベーションや生産性の低下等を課題と感じた事業所割合は受給事業所で高く、受給が長期化した事業所ほど高い傾向

### <今後の在り方>

- コロナ期の対応は、感染防止等のため政府が経済・社会活動や移動を制限せざるをえず、事業活動が急激に縮小するという異例の事態に迅速に対応するため、従来の雇用安定事業による雇用対策の範囲に必ずしもおさまらない緊急対応を行ったもの
- 再び異例の危機が発生した場合には①経済変動や②自然災害等とは対応が異なることも考えられ、国民全体の共同連帯によって対処すべき状況と考えられる場合は、政府全体で合理的かつ効果的な対応の在り方について検討を行うことを望む意見が多くあった
- その上で、仮に、雇用調整助成金の特例措置が求められる場合は、特例措置の効果も、一定期間の強力な雇用維持に加え、雇用失業情勢の厳しい時期の分散化と情勢が落ち着いた状態での円滑な労働移動の促進と捉えた上で、危機の状況に応じ順次必要な見直しを行うとともに、雇用保険二事業が本来目的とする事業を行えない状況とならないよう、公労使が二事業・雇用保険財政の財政状況など注視し議論する
- コロナ期の分科会における公労使の議論のタイミングが必ずしも適切でない場合があったとの指摘を踏まえ公労使の検討や議論が十分反映されるよう分科会の柔軟な開催方法等の工夫を講じる